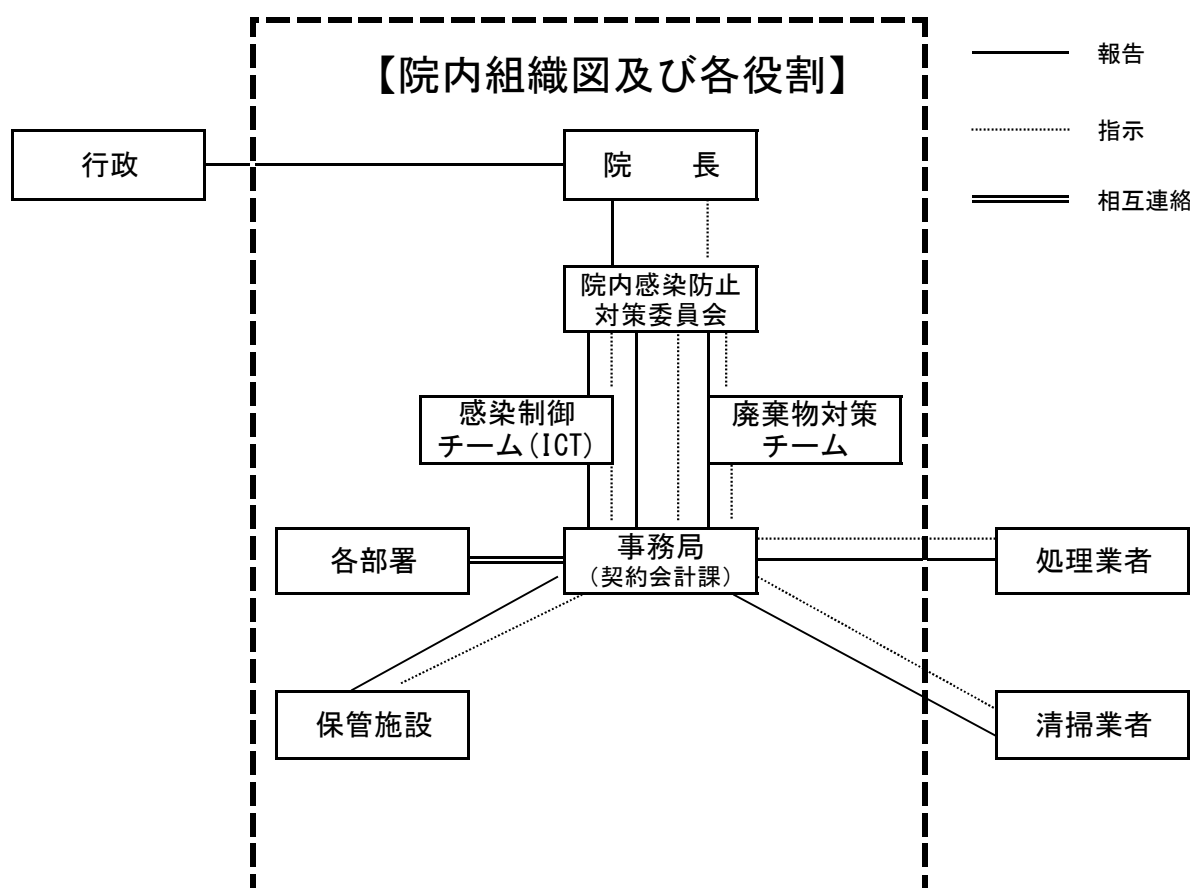


様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第 1 面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和8年5月25日	
東大阪市長 殿	
提出者	
住所：大阪府東大阪市西岩田三丁目 4 番 5 号	
氏名：地方独立行政法人市立東大阪医療センター 理事長 辻井 正彦 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号：06-6781-5101	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	市立東大阪医療センター
事業場の所在地	大阪府東大阪市西岩田三丁目 4 番 5 号
計画期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	83：医療業
②事業の規模	520床
③従業員数	1,260名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	【感染性廃棄物】 発生→分別→保管→※収集運搬→焼却→埋立 【引火性廃油】 発生→保管→※収集運搬→混練→焼却・焼成 (※以後は委託処理)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	排出量	177.23 t	1.152 t
	(これまでに実施した取組) 他の廃棄物が感染性産業廃棄物に混入しないように、職員に周知徹底した。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	排出量	177 t	1.15 t
	(今後実施する予定の取組) 他の廃棄物が感染性産業廃棄物に混入しないよう、引続き職員に周知徹底を図る。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 点滴パックのチューブ部分について感染性産業廃棄物として処理する運用に変更されてから複数年が経過するが、現場での運用はルールどおり実施されており、運用の定着ができています。		
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状について引き続き分別の徹底を図る。		



院長

- ・ 行政に対する報告
- ・ 院内感染防止対策委員会及び事務局等への指示

院内感染防止対策委員会

- ・ 院内感染防止対策の中心的組織であり、病院全体に関わる院内感染対策に関する最高意思決定機関

感染制御チーム (ICT)

- ・ 院内感染防止対策委員会の下部組織であり、委員会の方針に沿って感染対策を実践する実働チーム

廃棄物対策チーム

- ・ 院内感染防止対策委員会の一部会で、病院廃棄物取り扱いに関する調査、対策、職員への啓発を担当

事務局

- ・ マニフェストの交付等、統括的管理
- ・ マニフェストの管理
- ・ 発生量、排出量の把握、集計等
- ・ 院内保管、中間処理施設の定期的チェック
- ・ 処理業者委託の委託契約締結
- ・ 適正処理費用の算出及び支払い

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ ー 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	ー	ー
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	ー t	ー t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	ー
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	ー t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	ー t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	ー
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	ー t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	ー t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（－年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(これまでに実施した取組) －		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－ t	－ t
	(今後実施する予定の取組) －		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和7年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	177.23 t	1.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	177 t	1.15 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) マニフェストの適正管理		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	177 t	1.15 t
	優良認定処理業者への処理委託量	177 t	1.15 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 引き続きマニフェストの適正管理を行うとともに、処理状況の現地確認を検討する。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。